

日本仏教社会福祉学会研究倫理指針

2016年10月1日施行

第1 総 則

(目的)

日本仏教社会福祉学会は、本学会会員の研究倫理および研究過程および結果の公表等に関して本指針を定める。

(遵守義務)

1. 日本仏教社会福祉学会会員は、研究および研究過程・結果の公表に際して、関係法令の遵守や社会人としての一般的な倫理や注意義務は言うまでもなく、研究者としての倫理が付加的に要請されることを自覚し、本指針に則って行動しなければならない。

第2 指針内容

1. 研究者は、盗用は言うまでもなく、その疑義を生じさせる行為も、研究倫理違反であると自覚しなければならない。
2. 研究者は、引用に際して著作権法等の関係法令を遵守することは言うまでもなく、それ以上に求められる研究倫理上の手続きも踏まえなければならない。
3. 研究者は、事例研究法を用いる場合、事例の対象者（当事者）の個人情報の保護等に関して、個人情報保護法等の関係法令を遵守することは言うまでもなく、それ以上に求められる研究倫理上の手続きも尊重しなければならない。
4. 研究者は、調査研究法を用いる場合、研究者の所属する機関、または当該調査の実施に当たって承認を得なければならない機関の研究倫理委員会において、その調査が承認されていないといけない。この場合、その承認の事実について明示的に示されていないといけない。ただし、倫理委員会への付議を要さない調査研究については、この限りではないが、一般的な研究倫理を逸脱してはならない。
5. 研究者は、書評に際して、公正・客観的でなければならない。
6. 書評者は、著者の反論に応答しなければならない。
7. 査読に際して、著者と査読者双方が匿名を厳守しなければならない。
8. 査読者は、公正・客観的に査読を行わなければならない。
9. 査読者は、著者の反論に応答しなければならない。
10. 研究者は、いかなる研究誌に対しても多重投稿を行ってはならない。
11. 研究者は、研究慣行上許容される場合を除いて、同一内容の研究成果を重複公表してはならない。
12. 研究者は、研究誌への投稿に際して、投稿規程、執筆要領等を遵守することは言うまでもなく、不当な不服申し立てを行ってはならない。

13. 研究者は、学会発表に申し込んだ後は、慣行上許容される場合を除いて、発表を辞退してはならない。また要旨集の作成、発表資料の作成、発表時間、発表方法その他の必要な事項について、学会および年次大会実行委員会等の定めたルールにしたがわなければならない。
14. 研究者は、所属機関および他の機関により支給される研究費を用いて研究する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令を遵守することは言うまでもなく、研究費の供与機関が定める関係規程や慣行を遵守しなければならない。
15. 研究者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語を研究目的に沿って慣行上許容される場合しか使用してはならない。また、許容される理由について明示的に示されていなければならない。
16. 研究者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語に関して、一般的に求められる水準以上の感受性を持つよう努力しなければならない。
17. 研究者は、いかなるハラスメントあるいはその類似行為も行ってはならない。
18. 研究者は、いかなる中傷あるいはその類似行為も行ってはならない。
19. 研究者は、共同研究の成果を公表する場合、研究・執筆に関わった者のすべての氏名を明記しなければならない。

附則

- 1 この指針は、2016年10月1日より施行する。